

一般社団法人日本歯科麻酔学会
歯科麻酔専門医試験実施に関する細則

令和 7 年 5 月 11 日制定

令和 7 年 5 月 11 日施行

(総則)

第 1 条 歯科麻酔専門医試験は、歯科麻酔専門医制度規則第 6 条および同施行細則第 8 条に則り、筆記試験および口頭試問とする。最新の歯科麻酔学に基づき試験基準を更新する。

(筆記試験)

第 2 条 筆記試験とは、専門医として必要な歯科麻酔学に関する知識、技術のうち、筆記試験に適すると考えられるもの（すなわち口頭試験では確認が容易でない事項）に関して、個別の到達度を客観性と平等性を持って評価することを目的とする。

第 3 条 筆記試験は、歯科麻酔専門医研修カリキュラムに基づいた内容とし、症例検討問題と専門的知識問題から構成される。

(口頭試問)

第 4 条 口頭試問とは、専門医として必要な歯科麻酔学に関する知識、技術のうち、口頭試験に適すると考えられるものに関して、個別の到達度を見ること、および個々の知識と関連領域の知識との整合性や知識の総合性、経験程度、問題解決能力、総合的評価能力、また、企画力、対象の観察力、指導性、協調性等のコミュニケーション能力を見ることを目的とする。口頭試問の評価方法は別に定める。

第 5 条 口頭試問は、以下の 2 種類から構成される。

- 1 試問Ⅰ（歯科麻酔専門医に関する一般事項についての試問）
 - 1) 歯科医療における専門医の役割
 - 2) 安全、円滑な歯科診療のために重要なこと
 - 3) 認定医・専門医を志望する者を指導する上で重要なこと
 - 4) 地域歯科診療における歯科麻酔学の普及・指導に重要なこと
 - 5) その他
- 2 試問Ⅱ（専門知識に関する試問）

(合格基準)

第 6 条 筆記試験を 80 点、口頭試問を 20 点に換算し、原則として筆記試験と口頭試問の総合得点が 60 点以上を合格とする。

但し、口頭試問の得点が 12 点未満のものは筆記試験の得点にかかわらず不合格とする。

(不正行為の対応)

第7条 不正行為を行った者に対しては、専門医審査委員会及び理事会の議決によって専門医の認定を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この申し合わせを改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。ただし、一般社団法人専門医機構の承認が必要な内容の変更については、理事会での承認後、一般社団法人専門医機構の承認を必要とする。